

「閉ざされた言語空間」

江藤 淳 著 より

民間検閲支隊（CCD）の文書、段ボールに一万箱有り。

検閲した方の資料——スートランド公文書館

検閲された方の資料——プランゲ文庫

誰が何のために占領下の**日本で検閲を実施**したのか

検閲は、ワシントンの統合**参謀本部の命令**にもとづいて実施した。昭和十九年（1944年11月12日付け）

それは、合衆国検閲局（The U. S. Office of Censorship）といふ政府機関であつた。

合衆国**陸軍長官ヘンリー・スティムソン**の許へ検閲局長官バイロンプライスからの書簡が届けられた。昭和十八年（1943）6月2日

アッツ島の日本守備隊が玉砕した三日前の日。守備隊長山崎保代大佐以下百五十名は、五月三十日行動を起こし、米軍陣地に突入して混乱を生じさせた上**全員戦死**した。その最後は、米軍側通信によつて確認された。

最後の電報は、札幌に在る北方司令官 **樋口季一郎中將**に宛てられたもので、《従来ノ懇情ヲ深謝スルト共ニ閣下ノ健勝ヲ祈ル》であつた。

検閲長官プライスはローズヴェルト大統領によつて起用された。その前はジャーナリストであつた。

スティムソン陸軍長官は六月二二日付けで回答し、

占領地住民に対する検閲は、当該地域を管理する合衆国陸軍部隊の所管事項と考へられる。

なおこの問題については、連合国合同参謀本部において成案を得るよう早速協議したひ。

占領地住民に対する検閲計画の策定に着手した。**対日検閲戦略**をいかに実施す

べきかつぶさに検討した。

九月三〇日、「戦争指導大綱」御前会議で

《万難を排し概（おおむ）ね昭和十九年中期を目途とし、米英の進攻に対応すべき戦略態勢を確立しつつ、随時敵の反攻戦力を捕捉破壊（はさい）す。

帝国戦争遂行上太平洋及印度に於いて絶対確保すべき要域を、千島、小笠原、内南洋（中、西部）及び西部ニューギニア、スンダ、ビルマを含む圏域とす。戦争の終始を通じ、国内海上交通を確保す》
いわゆる「絶対国防圏」の設定。

148頁

8月9日 午後11時50分から

第一回御前会議が、宮中防空壕内の一室で開催され、次のような文言を含む日本側の第一次回答が、八月十日、在スイス加瀬公使、在スウェーデン岡本公使を通じて連合側へ送達されることになった。

《帝國政府は、昭和二〇年（1945年）七月二十六日「ポツダム」において米、英、支三國政府首脳者により発表せられ爾後「ソ」連政府の参加を見たる共同宣言に挙げられたる条件を右宣言は天皇の國家統治の大権を変更するの要求を包含（ほうがん）し居らざることを了解の下に受諾す》

これに対して、翌八月十一日、在ワシントンのスイス代理大使を通じて、次のような文言を含む米國務長官ジェイムズ・バーンズの回答が行はれた。

《降伏の時より天皇及日本國政府の國家統治の権限は降伏条項の実施の爲 其の必要と認むる措置を執る 聯合軍最高司令官の制限の下に置かるるものとす》

在スイス加瀬公使から、このバーンズ回答文が、東京の外務省に転電されて来たのは、八月十二日午後六時四十分であつた。

翌十三日加瀬公電をめぐつて最高戦争指導会議が開かれたが、終日議論した

が、結論にいたらなかつた。

翌十四日、天皇のお召しによる御前会議の即時開催を奏請した。

第二回御前会議が開催され、ポツダム宣言**受諾の御聖断が下つた。**

ポツダム宣言（米、英、華三国宣言）要旨

- 1、日本國に対し、今回の戦争を終結する機会を与える。
- 2、日本國が抵抗を止めるまで、連合國は戦争を遂行する。
- 3、連合國は、日本國本土の完全な破壊をする。
- 4、軍國主義として、このまま日本國は進むのか、理性の道を選ぶのか。
- 5、これらの条件から逸脱しない、遅延は認めない。
- 6、**世界征服するやうな者の権力を永久に除く。**
- 7、日本國內の諸地点は、指示する基本目的の達成を確保するため占領される。
- 8、日本國の主権は本州、北海道、九州及び四国、他諸小島に局限される。
- 9、日本國の軍隊は家庭に復歸し、平和的・生産的な生活を営む機会が与えられる。
- 10、**日本民族を奴隷化しない**、捕虜を虐待した者は戦争犯罪人とし、処罰する。日本國政府は民主主義傾向の復活を妨げてはいけない。**言論、宗教、思想の自由、基本的人権の尊重は確立されなければならない。**
- 11、日本國は、経済を支持し、産業を維持することが許される。ただし、**再軍備の産業はこの限りではない。**将来、世界貿易関係の参加は許される。
- 12、前記の諸目的が達成され、自由な意思に従い、平和的傾向を持ち、責任ある政府が確立されたときは、**占領軍は直ちに撤収することが出来る。**
- 13、日本國政府が軍隊の無条件降伏を宣言し、上記の行動をとることを要求する。その方法**を取らない場合は壊滅する。**

以上

八月十四日午後十一時、在スイス加瀬公使に対して、「米、英、蘇、支四國に対する八月十四日附、帝國政府通告」が**外務省から発電**された。この緊急電は、次の文言を含んでいた。

《一、天皇陛下におかせられては「ポツダム宣言」の条項受諾に関する詔書を発布せられたり

二、天皇陛下におかせられてはその政府及び大本營に対し「ポツダム宣言」の諸規定を実施する為必要とせらるべき条項に署名する権限を与へ且つ之を保障せらるるの用意あり又陛下におかせられては一切の日本國陸、海、空軍官憲及右官憲の指揮下に在る一切の軍隊に対し戦闘行為を終止し武器を引き渡し前記条項実施の為聯合國最高司令官の要求することあるべき命令を発することを命ぜらるるの用意あり》

米国政府は、この「通告」をもつて「ポツダム宣言」および八月十一日付バー
ンズ回答の**完全受諾と認めた**。

マッカーサーは、八月十五日午後十時三十五分、これを受けて重慶放送を通じて
日本國大本營宛に通報して来た。

《本職は合衆国、中華民国、聯合王国及「ソヴィエト」社会主義共和国聯邦聯
合国**最高司令官に任命せられ**且出来得る限り速かなる期日に於て戦闘行為を停
止する為直接日本國官憲との間に取極を為すの権限を賦与せられたり（中略）本
通報を受領の節は其の旨確認せられたし》

日本政府が「ポツダム宣言」受諾の意思を表明したことによつて、やがて日本に
おいて米占領軍当局が実施すべき**民間検閲**が、実質上合衆國憲法修正第一条の
規定に等しい**言論・表現の自由の原則**に、好むと好まざるとにかかわらず拘束さ
れざるを得なくなつた、といふ事実である。（江藤淳、特記項目）

ここに、合衆国の修正憲法を記します。

合衆国憲法修正第一条

《修正第一条（宗教、言論、出版及び集会の自由）

連邦議会は法律により、國教の樹立を規定し、もしくは**宗教の自由なる礼拝を禁
止することを得ない**。また言論及び出版の自由を制限し、あるいは人民の平穩に
集会をし、また苦痛事の匡救（きょうきゆう）に関し政府に対して請願をする**權
利を侵すことはできない**》

* 匡救：悪をただして危険を救ふこと

米國務省は、覚書で、「ポツダム宣言」は、「受諾されれば國際法の一般規範に
よつて解釈されるべき國際協定となる」はずであり、「**國際協定**」である以上そ
れは**当然「双務的」拘束力を有する**、と分析している。

日本において米占領軍が実施する**民間検閲**は、「ポツダム宣言」第十項の保証
する**言論・表現の自由**の原則と正面から対立し、**矛盾撞着**せざるを得ない。しか
も米國政府は、対日占領基本政策の一つとして、マッカーサーに**民間検閲の励行
を厳命**している。この矛盾を解決しようとするれば、方法はただひとつ、統合參謀
本部の命令通りに**民間検閲を実施**し、しかも**検閲の存在自体を秘匿しつづける**
以外にはないはずである。

現実の言語空間は「厳格」に拘束されて不自由化し、無限に閉ざされて行くといふ不可思議な状況となる。

閉ざされた言語空間を造り出す任務を負わされていたフーヴァー大佐以下民間検閲支隊（CCD）の面々が、その使命の意味をどの程度自覚していたかは明らかではない。

CCDはPPB（Press,Pictorial and Broadcast Division）新聞映画放送部要員のために“検閲学校”を開校した。

講義終了後、「検閲学校クイズ」と称する試験が実施された。次のような問題である。各問題の正誤を判定する。

(231 頁)

- 1、天皇制を擁護する記事論説等は、いずれもつねに検閲違反である。
- 2、検閲の目的の一つは、日本人の道徳を改良することにある。
- 3、占領軍が日本占領以来三十億円を発券させたと述べてゐる記事は、「新聞遵則（しんぶんじゅんそく）」〈プレスコードの事〉第五項違反とはならない。
- 4、朝鮮人が日本人三人を射殺した容疑で逮捕された旨を単に報じてる記事は「新聞遵則」違反とはならない。
- 5、アメリカの朝鮮占領を賞賛し、ロシアの朝鮮占領を批判している記事論説等は、「新聞遵則」違反とならない。
- 6、國家神道は奨励されるべしと説いている論説は、「新聞遵則」違反である。
- 7、百五十人の中国人から成る暴力団が、新潟県民を恐怖のどん底におとし入れてゐるといふ記事は、違反と考えらるべきではない。
- 8、大東亜戦争は世界平和増進のために必要だつたとのべてゐる記事論説等は、違反である。
- 9、日本の利益のために米軍以外の連合軍隊は日本占領を許容されるべきではないとの趣旨を述べた論説は、違反ではない。
- 10、新聞が公表されたニュースの報道といふかたちで、ロシア軍が占領を助ける目的で到着しつつあることを報じ、それに加えて編集者の意見としてこれはよいことであると述べた場合、違反とは考へられない。
- 11、新聞はニュース・ストーリーを取り上げる場合編集方針に合致するように事実や細部を省略してもよい。
- 12、紙面構成に当たつて、ある新聞が中国人が日本人を射殺した話を取上げ、第一面の目立つ場所に掲載した。これは違反と考えられない。
- 13、代用食作成の方法を紹介している雑誌記事は、重要なので情報項目を立て

る価値がある。

- 14、出版社が検閲で削除を命じられた部分に墨を塗り、または白紙を張りつけて読者に削除部分を読めないやうにすることは許されてゐる。
- 15、米國は日本人をキリスト教徒に改宗させようとしていると述べ、筆者の意見によればこれはよいことであると述べてゐる雑誌論文は認めてよい。
- 16、筆者の意見によれば神奈川県で依然として特高警察が活動してゐると述べてゐる論文は、情報項目を立てるほど重要ではないと考えられる。いずれにせよGHQはこの事実をしつてゐるはずだからである。
- 17、検閲の目的の一つは愚論が印刷されるのを防ぐことにある。
- 18、「新聞遵則」は記事論説についてのみ適用され、広告には適用されない。
- 19、検閲には三種類の主要なタイプが存在する。
- 20、仏教の全廃を主張してゐる論説は、占領目的を助ける、ものとして容認される。

(番号の赤字：正、黒字：誤)

要員給与：月額、普通700～900円(245,000～315,000)、高級900～1200円、訓練を経れば3500円(今の金額にすると(約350倍)122万5千円となる。)

検閲指針

次の項目を入れると、削除または、**掲載発行禁止**となる。

- 1、SCAP(連合國最高司令官)に対する批判
- 2、極東軍事裁判批判
- 3、**SCAPが憲法を起草したこと**に対する批判
- 4、検閲制度への言及
出版、映画、新聞、雑誌の検閲が行われてゐることに関する言及。
- 5、合衆國に対する批判
- 6、ロシアに対する批判
- 7、英國に対する批判
- 8、朝鮮人に対する批判
- 9、中國に対する批判
- 10、他の連合國に対する批判
- 11、連合國一般に対する批判
- 12、満洲における日本人取扱についての批判
- 13、連合國の戦前の政策に対する批判

- 14、第三次世界大戦への言及
- 15、ソ連対西側諸國の「冷戦」に関する言及
西側諸國とソ連との間に存在する状況についての論評
- 16、戦争擁護の宣伝
- 17、神國日本の宣伝
- 18、軍國主義の宣伝
- 19、ナショナリズムの宣伝
- 20、大東亜共栄圏の宣伝
- 21、その他の宣伝
- 22、戦争犯罪人の正当化および擁護
- 23、占領軍兵士と日本女性との交渉
- 24、闇市の状況
- 25、占領軍軍隊に対する批判
- 26、飢餓の誇張
- 27、暴力と不穩の行動の煽動
- 28、虚偽の報道
- 29、SCAPまたは地方軍政部に対する不適切な言及
- 30、解禁されていない報道の公表

宣伝とは、誇張して、事実以上の事柄を故意に広めること。ある物の良さ等を大衆に説明し、広めること。

これは、古来日本人の心にはぐくまれて来た伝統的な価値の体系を徹底的に組み替えていく内容である。

この自己破壊による新しいタブーの自己増殖といふ相互作用が戦後日本の言語空間で、依然として現在も続いてゐるのである。

第五章 P261

民間検閲を秘密裏に行っていて、検閲は民衆の反感を掻き立ててゐる。

アメリカ人は自由や平等を説いているが、言葉と実際とでは大違ひのやうに見受けられます。そもそもアメリカ人は、われわれを人間扱いしていない。

などの日本の世論動向が分かってきた。

CCDの提供する確度の高い情報に基づいて、CI&Eが「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム（戦争についての罪悪感を日本人の心に植え付けるための宣伝計画）」なるものを、数次にわたって極めて強力に展開していたといふ事実である。

「WGIP」は、昭和二十三年（1948）二月六日の文章に、次のような文面がある。

《一、CIS局長とCI&E局長、およびその代理者間の最近の会談に基づき、民間情報局は、ここに同局が、日本人の心に國家の罪とその淵源（えんげん）＜物事の源＞に関する自覚を植えつける目的で、開始しかつこれまでに影響を及ぼして来た民間情報活動の概要を提出するものである。文書の末尾には勧告が添付されてゐるが、この勧告は、同局が、「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」の続行に当り、かつまたこの「プログラム」を、広島・長崎への原爆投下に対する日本人の態度と、東京裁判中に吹聴されてゐる超國家主義的宣伝への、一連の対抗措置を含むものにまで拡大するに当つて、採用されるべき基本的な理念、および一般的または特殊な種々の方法について述べてゐる》

一般命令第四号の文言

《a 次の如く勧告する。

（3）各層の日本人に、彼らの敗北と戦争に関する罪、現在および将来の日本の苦難と窮乏に対する軍國主義者の責任、連合國の軍事占領の理由と目的を、周知徹底せしめること》

「WGIP」の第一段階は、昭和二十一年（1946）初頭から六月にかけて。新聞に関しては昭和二十年から開始。

《一、戦争の真相を叙述した『太平洋戦争史』と題する連載企画は、CI&Eが準備し、G-3の戦史官の校閲を経たものである。第一回は一九四五年十二月八日に掲載され、以降ほとんどのあらゆる日本の日刊紙に連載された。この『太平洋戦争史』は、戦争をはじめた罪とこれまで日本人に知らされていなかった歴史の真相を強調するだけでなく、特に南京とマニラにおける日本軍の残虐行為を強調してゐる。

二、この連載が始まる前に、マニラにおける山下裁判、横浜法廷で裁かれている

B・C級戦犯容疑者のリストの発表と関連して、戦時中の**残虐行為を強調した**日本の新聞向けの「インフォメーション・プログラム」が実施された。この「プログラム」は、十二月八日以降は『太平洋戦争史』の連載と相呼応することとなった。

マッカーサー司令部は各新聞社に用紙を特配し、宣伝文書を見開き二頁の組み込みを行った。(省略)

この宣伝文書は、まず「太平洋戦争」といふ呼称を日本語の言語空間に導入したといふ意味で、歴史的な役割を果たしている。新しい呼称の導入は、当然それまでの呼称の禁止を伴ひ、正確に一週間後の昭和二十年(1945)十二月十五日、「**大東亜戦争**」といふ呼称は、次の指令によつて**禁止を命じられた**。

(実記は、読み仮名はカタカナ、ここではひらがなにします)

《公文書に於て「**大東亜戦争**」、「**八紘一宇**」なる用語乃至その他の用語にして日本語としてのその意味の聯想(れんそう)が**國家神道**、**軍國主義**、**過激なる國家主義**と切り離し得ざるものは之を使用することを**禁止**する、而してかかる用語の即刻停止を命令する》

〔民間情報教育部〕終戦連絡中央事務局經由日本政府に対する覚書

つまり、昭和二十年暮れの、八日から十五日にいたる僅か**一週間のあいだに**、日本人が戦つた戦争、「**大東亜戦争**」はその**存在と意義を抹殺**され、その欠落の跡に**米国人の戦つた戦争**、「**太平洋戦争**」が**嵌め込まれた**。

P269

《四、終身國史及地理科教科書

終身國史及地理の授業は現に停止せられ之が**教科書の回収**を進行中なるも之が授業再開に関しては目下の準備を進めつつあり。

イ、修身國史及地理科の授業再開に至るまでの代行教育計画教師用指導書(仮称信教育指針)を編纂中にして聯合國軍**総司令部の許可**あり次第発行供給す

本書は内容を二部に分け第一部に於いては教育の一般方針を内容とし第二部に於いては具体的教育方法、例へば討論法に依る授業の方法及び其の資料、実例

等を登載せるものなり

尚聯合國軍總司令提供に係る「太平洋戦争史」は、高山書院に於いて近く発行、日本出版停止中の教材として適宜利用せらるべきものとす。》

これより先、昭和二十年（1945）十二月三十一日、C I & Eは、「修身、日本歴史及び地理の総ての課程」の即時中止を指令し、これを受けて昭和二十一年（1946）一月十一日、文部次官は、地方長官と各学校長宛に、「修身、國史、地理科授業停止に関する件」と題する「依命通牒」を発していた。

結果、『太平洋戦争史』と題されたC I & E製作の宣伝文書は、日本の学校教育の現場深くにまで浸透させられることになったのである。

(P270)

『太平洋戦争史』は、歴史記述をよそおつてはみるが、**宣伝文書以外のなにものでもない**。まず、「日本の軍國主義」と「國民」とを対立させやうといふ意図が潜められ、この対立を仮構することによつて、実際には日本と聯合國、特に日本と米國とのあいだの戦いであつた大戦を、**現実には存在しなかつた「軍國主義者」と「國民」とのあいだの戦い**にすり替えやうとする低意が秘められてゐる。

これは、戦争の内在化、あるいは革命化にほかならない。「軍國主義者」と「國民」の対立といふ架空の図式を導入することによつて、「國民」に対する「罪」を犯したのも、「現在および将来の日本の苦難と窮乏」も、**すべて「軍國主義者」の責任であつて、米國には何らの責任もないといふ論理**が成立可能になる。大都市の無差別爆撃も、広島・長崎への原爆投下も「軍國主義者」が悪かつたから起こつた災厄であつて、実際に爆弾を落とした米國人には少しも悪いところは無い、といふことになるのである。

(271 頁)

そして、この架空の対立の図式を、現実と錯覚し、あるいは錯覚したふりをする日本人が出現すれば、C I & Eの「ウオーギルト・ギルト・インフォメーション・プログラム」は、所期の目的を達成したといつてよい。つまりそのとき、**日本における伝統的秩序破壊のための、永久革命**が成立する。以後**日本人が大戦のために傾注した夥しいエネルギー**は、二度と再び米國に向けられることなく、もつぱら「軍國主義者」と旧秩序の破壊に向けられるにちがひないから。

「彼らの非道なる行為の中で最も重大な結果をもたらしたものは**真実の隠蔽**であらう」

戦争とは國家間の争いにほかならないといふ**自明な「真実」**を「**隠蔽**」したまま、いはゆる「真相」の暴露に終始してゐるのである。しかも、この宣伝文書が

発表されたとき、日本の言語空間は、すでにその存在を秘匿し、「隠蔽」してみたCCDの検閲によつて、ほぼ完璧に近いかたちに閉ざされていたのである。

第六章 (279 頁)

「ウォー・ギルト・インフォメーション・プログラム」実施の「第三段階」開始に当たり、次のチェック有り。

a 合衆国内の一部の科学者、聖職者、作家、ジャーナリストおよび職業的
社会運動家たちの論説や公式発言に示唆されて、日本の一部の個人ないしはグループが、広島と長崎への原爆投下に“残虐行為”の烙印を押しはじめている。さらにこれらアメリカ人のあいだには、一部の日本の国民感情を反映して、将来広島でアメリカの基金によつて行わるべき教育的・人道主義的運動は、何であろうとすべてこのいわゆる“残虐行為”に対する“贖罪”の精神で行われるべきだといふ感情が、次第に高まりつつある。

b 一部の日本人、特に世界と同胞に対して、日本の侵略と超國家主義を正当化しようとしてゐる分子のあいだに、東條は自分の立場を堂々と説得力を以て陳述したので、その勇気を國民に賞賛されるべきだという機運が高まりつつある。この分で行けば、東條は処刑の暁には殉國の志士になりかねない。

c この二点は、両々相俟つて、現在なりを潜めてゐる超國家主義者たちが、占領終了後に再び地歩を固めようとするに当って恰好の証拠となるものである。

六、これらの態度に対抗するため、今一度繰り返して日本人に、日本が無法な侵略を行つた歴史、特に極東において日本軍の行つた残虐行為について自覚させるべきだといふ提案が、非公式にC I & Eに対してなされてゐる。なかんずく”マニラの掠奪“のごとき日本軍の残虐行為の歴史を出版し、広く配布すべきであり、広島と長崎に対する原爆投下への非難に対抗すべく、密度の高いキャンペーンを開始すべきであるといふ示唆が行われてゐる。

七、当民間情報教育局は、これまでの本件に関する研究およびG-2 (C I S) ならびに局内のメディア担当責任者との協議の結果、本キャンペーンの「第三段階」は、下記のごとき基本方針および方法によつて実施されるのを相当と史料<<あれこれ考へること>>する。

a 基本方針

(一) 直接かつ正面からの攻撃を目的とする**宣伝計画**は、双刃の刃となりかねず、大多数の世論を激昂させ、**日本人を一致団結**させることにもなりかねないので、極度の注意が肝要である。一方、現在入手可能な文書類は、“超國家主義”と“殘虐行為”的思考が、一部少数の分子に限定されてゐることを示してゐる。

(二) 全面的な宣伝計画実施との関連において、それがわが方の政策と矛盾しないかどうかといふ問題についても、考慮しなければならない。現在の政策は、日本の安上がりな再建をめざしており、そのためには早期講和が望ましいと考えられてゐる。一方、問題の諸点について”正面攻撃“を開始した場合、占領軍当局はアメリカ國民に対して、**日本人は信頼に価せず**、經濟援助には問題があり、講和条約は望ましくないと、黙示的<直接表現されないが含まれる>に認めることになる。

(三) 東條裁判と広島・長崎への“殘虐行為”はいずれも“ウオー・ギルト”のうち分類されてしかるべきものだといふ点については、大方の見解が一致してゐる。しかしながら、その処理は、下記の計画中に略述されてゐる個々の方法によつて多様化することができる。

b 一般的方法

(一) 超國家主義<戦前の日本・ナチス等>に対する解毒剤としての政治的情報・教育の強調。

(二) 超國家主義運動の復活を示すあらゆる具体的な動きを暴露し、細大漏らさず報道すること。そして、そのことによつてそれらの動きを支える誤つた思想を指摘し、その不可避<避けられない>な結果を明らかにすること。

(三) **影響力のある編集者**、労働界、**教育界**および**政界などの指導者**とつねに連絡を密にすること。その際、全体主義國家に対する自由社会の長所を強調すること。

(四) **進歩的**、自由主義的グループの組織発展を奨励すること。

c 特定の方法

(一) 新聞

(二) ラジオ

(三) 展示

(P284)

この「宣伝計画」文書のなかに、被告団の中心人物東條元首相の名がしばしば現れるのは、「東條口供（こうきょう）書」が市谷法廷に提出された昭和二十二

年十二月十九日、東條大将自身が証言台に上ったのが十二月二十六日、キーナン首席検事の反対尋問とウェップ裁判長の尋問が終了したのが昭和二十三年一月七日のことで、その余波が依然として大きくうねりつづけていたからにはほかならない。

東條元首相は次のやうに断じた。

《前略 日本帝國の國策はないしは当年合法にその地位に在った官吏の採った方針は、侵略でもなく、搾取でもなかった - 略 - 國家自衛のために起つといふことがただ一つ残された途であつた。我々は國家の運命を賭した。しかして敗れた。 - 略 - 私は最後までこの戦争は自衛戦であり、現時承認せられたる國際法には違反せぬ戦争なりと主張する。私は未だかつてわが國が本戦争をなしたことを以て國際犯罪なりとして勝者より訴追せられ、又敗戦國の適法なる官吏たりし者が個人的の國際法上の犯人なり、又条約の違反者なりとして糾弾せられるとは考えた事とてはない。 - 略 - 敗戦の責任者については当時の總理大臣たりし私の責任である。後略》

「東條は自分の立場を堂々と説得力を以て陳述したので、その勇気を國民に賞讃されるべきだといふ氣運が高まりつつある。この分で行けば、東條は処刑の暁には殉國の志士になりかねない」といふ認識となり、「ウオー・ギルト・インフォメーション・プログラム」の「第三段階」展開されるにいたつた。

いや、「宣伝計画」といふのなら、そもそも市谷法廷における極東國際軍事裁判そのものが、もっとも大規模な「ウオー・ギルト・インフォメーション・プログラム」と目されるべきものであつた。

CCDの検閲と相呼応して、「客観的」報道の名の下に裁判の眞の姿を隠蔽し、あるいは日本の報道機関を「指導」して、被告団の生命を賭した陳述に罵声を投げつづけさせたのであつた。

(P 294)

第七章

書籍の検閲が事後検閲となり、検閲が緩くなった。昭和二十二年十月十五日要注意リストを除き事前検閲から事後検閲になった。

「清瀬の本」東條元首相の弁護人清瀬一郎博士の文で『二十五被告の表情』

『弁護二十年』土肥原健二大将の弁護人太田金次郎氏の著書が刊行されて、事後検閲違反を受けた。定価八十円 五千部であつた。

GHQ民生局の原案によつて制定された現行日本國憲法は、第二十一条に

《集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない》と規定している。

当の米占領軍当局が、みずから大規模かつ徹底的な検閲を実施し、しかもその事実を秘匿しつづけてゐるといふのは、どう考えても辻褄の合わないのである。

(P 365)

第十章

言語をして、國語をして、ただ自然の儘にあらしめよ。CCDの行った民間検閲を、一次史料によって検討し六年有余、ここにゐたつていささかの感慨＜心に深く感じしみじみ思ふこと＞なしとしない。今日の日本に、あるいは“平和”もあり、“民主主義”も“國民主権”もあるといつてもよいのかも知れない。しかし、今日の日本に、“自由”は依然としてない。言語をして、國語をして、ただ自然の儘にあらしめ、息づかしめよ。このことが実現できない言語空間に“自由”はあり得ないからです。

江藤淳氏の結論。

参考文献、GHQが創った「太平洋戦争史」この本で、多くの若者が教育されたのです。頭の柔らかい若者たちは、これが真実と学んだのです。そこまで、GHQは日本人を洗脳したく働いたのです。日本人はそれを素直に受け入れたやうに思われます。そこから自由になりませう。

HISTORICAL ARTICLES ON THE PACIFIC WAR

太平洋戰爭史

高山書院刊

譯者のことば

今次戦争が日本にとつて全く無意味な戦争であつたことは、既にわれわれが充分了解してゐることである。しかし、この無意味なりし戦争が何故に起つたか、そして又日本軍閥がわれわれの自由を如何に横暴に奪ひ去り、善意なる國民を僞瞞して來たか、についてこれを明確にすることは、その渦中に巻込まれてゐた日本人の立場を以てしては今のところ極めて困難である。この聯合軍總司令部の論述した太平洋戦争史は、日本國民と日本軍閥の間に立つて冷靜な立場から第三者としてこの問題に明快な解決を與へてゐる。終戦後極めて短日月の間に起草され又われわれとしては更に詳細なる論述を希望するものであるが、一讀してわれわれが知らんとして知り得なかつた諸事實が次々に白日の下に曝され、その公正なる資料と共に戦後われわれが眼にふれたこの種文献中の最高峰たる地位を占めるものであることは疑ひない。この一文によつて始めて、われわれは今次戦争の責任乃至原因が太平洋戦争のみに在るのではなくして、遠く滿洲事變に溯

譯者のことば

三

戦前戦後を含めた、近代史を考える一参考にして下さい。

以上